

# 群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP版議事録

(整理番号0862)

第2回特定最低賃金専門部会(輸送)

令和5年10月30日 非公開

開催日時	令和5年10月30日	9時23分～10時23分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 2人	定数 3人
主要議題	1 特定最低賃金額の審議について		

議事録・議事要旨	議事録
----------	-----

事務局	<p>定刻前ではございますが、全員揃いましたので、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>本日ご出席の委員は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員2名の合計8名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、使用者代表の松崎委員におかれましては、所要により欠席でございます。</p> <p>また、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。</p> <p>大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようお願ひいたします。</p>
-----	--

事務局	<p>おはようございます。</p> <p>それではただ今から、第2回輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>議事進行につきましては、■部会長にお願いいたします。</p> <p>よろしくお願ひします。</p>
部会長	<p>はい。では、会議次第にしたがいまして、議事に入らせていただきます。</p> <p>特定最低賃金額の審議に入りますが、その前に、事務局から説明がございますのでお願ひいたします。</p>
事務局	<p>はい。着座にて失礼いたします。本日の議事の進行につきましてご説明いたします。</p> <p>本製造業の特定最低賃金改正額が、本日の専門部会でのご審議によって全会一致で議決された場合には、答申の手続を行っていただくことになります。</p> <p>他方、全会一致とならなかった場合には、その旨を審議会に報告いたしまして、審議会においてご審議をいただくことになります。</p> <p>なお、本日のご審議の中で、個別協議等が必要になった場合には、別室を用意しておりますので、ご案内させていただきます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	ただ今の説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。
	【特になし】
部会長	<p>はい。それでは、事務局説明のとおりといたします。</p> <p>これから、特定最低賃金改正額の審議に入ります。</p> <p>本日は、第2回目の会議ですので、労使それぞれから具体的な引上げ額についてご提示いただき、そこから審議を進めていきたいと思います。</p> <p>全会一致でとりまとめができますように、よろしくお願ひいたします。</p> <p>では、はじめに、労働者側委員の先生から、ご意見をお願いいたします。</p> <p>はい。■委員、お願ひいたします。</p>
労働者委員	はい。労側■です。よろしくお願ひいたします。

	<p>輸送用機械器具製造業は、県内においては主要産業であり、地方経済における重要な役割を担っております。したがって、地域別最低賃金より高い水準の確保が必要だと考えております。</p> <p>今年度の地域別最低賃金の全国加重平均の引上げ額は43円、時間額は1,004円となりました。先ほど申しましたように、地賃より高い水準の確保が必要であると考えておりますので、魅力ある主要産業から群馬の発展に寄与すべく、全国加重平均も視野に入れた引上げ額を目標として論議をしていきたいと考えております。</p> <p>それでは、具体的な数字の話に移ります。県内4業種のそれぞれの最低額の加重平均が、1,068円となっております。これを現在の輸送機械の965円との差額103円に対して、2年かけて引き上げる考え方のもと、1,068円-965円は103円ですが、<math>103 \div 2 = 51.5</math>、繰り上げて「52円」を要求させていただきます。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、使用者側委員の先生から、ご意見をお願いいたします。</p> <p>■委員、お願ひいたします。</p>
使用者委員	<p>はい。使用者委員の■でございます。</p> <p>ただいま、「52円」という大きい金額の要求がございましたけれども、私どもは最低賃金の審議におきまして、常にベースとして考えておりるのは、いわゆる賃金改定状況調査の第4表でございます。第4表、本年度Bランクは、①の方は、2.0%という数字でございます。輸送の965円の2.0%は19.3円でございますので、切り捨てて、「19円」という数字をご回答申し上げたいと思います。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>労使双方の意見を確認させていただきますと、労働者側委員からは引上げ額「52円」の提示がございましたが、使用者側委員からは「19円」の提示でございました。</p> <p>それぞれのお考えがあり、ご意見はごもっともであります、33円の開きがあり、金額の開きが大きいようです。</p> <p>労使お互いが、相手が主張されるご意見を踏まえたうえで、歩み寄っていただくことはできないでしょうか。ご意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>労働者側委員から、ご意見をお願いいたします。</p> <p>■委員、お願ひいたします。</p>

労働者委員 部会長	はい。■です。 特定最賃は、地域別最低賃金より相対的に高い水準の確保が必要だと考えております。今年の地賃は40円、引上げ率にして4.47%。これを反映し、繰り上げて「44円」を要求させていただきます。
使用者委員 部会長	ありがとうございました。 使用者側委員からも、ご意見をお願いいたします。 ■委員、お願ひいたします。
使用者委員 部会長	はい。使用者委員の■でございます。 「52円」から「44円」ということで、かなり歩み寄っていただいた感じはありますけれども、まだ高いなという感じで思っております。私ども、今回、昨年から今年にかけての最低賃金の議論の中で、1つのポイントとして取り上げられておりましたのは、物価上昇率でございます。令和4年の前橋の物価上昇率、3.0%という数字があります。965円に3.0%を乗じて、28.95円。切り上げまして、「29円」ということで、ご回答申し上げたいと思います。よろしくお願ひいたします。
労働者委員 部会長	はい。ありがとうございました。 ただいまの、労使双方の提示された金額を確認させていただきます。 労働者側委員からは、引上げ額「44円」が提示され、使用者側委員からは、「29円」の提示がされております。 かなり歩み寄っていただきましたが、まだ、隔たりがございますので、もう少し、歩み寄れないでしょうか。 労働者側委員から、ご意見をお願いいたします。 ■委員、お願ひいたします。
労働者委員 部会長	はい。労側■です。 今年度の最低賃金審議会では、消費者物価指数前橋の4.5%が注視され、最終的には労使双方ともこの消費者物価指数の上昇率を考慮した引上げ額で合意したと認識してございます。 したがって、現在の時間額に消費者物価指数4.5%を乗じて、「44円」を要求させていただきます。
使用者側委員 部会長	ありがとうございました。 使用者側委員は、いかがでしょうか。 ■委員、お願ひいたします。

使用者委員	<p>はい。使用者側の [ ] でございます。</p> <p>金額は変わらないということですけれども、私どもは若干ではあります、歩み寄りをしたいと思いますが。昨年の特定最賃の引上げ額、これが史上最高額でありましたけれども、30 円でございました。同額の「30 円」を提示して、お願ひしたいと思います。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>労働者側委員からは、先ほどと同額の「44 円」とするご意見があり、使用者側委員からは 1 円歩み寄って「30 円」の引上げ額が提示されております。金額の開きが縮まってきてはおりますが、まだ開きがあるようです。</p> <p>第 1 回目の専門部会では、産業の発展や人材確保などのためにも、近隣県との格差を是正したいという労働者側委員のご意見があり、使用者側委員からは、為替や原材料高騰などの、経営の圧迫状況が生じているなどのご意見があつたところです。特定最低賃金は、労使がイニシアティブを十分に發揮していただきて、設定されるという性格のものでございますので、この趣旨をお汲みいたいたうえで、ご意見をお願いしたいと思います。</p> <p>労働者側委員、いかがでしょうか。ご意見をお願いいたします。</p> <p>[ ] 委員、お願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労側 [ ] です。</p> <p>基本的な考えは、先ほどの消費者物価指数前橋 4.5% の上昇率を考慮しますが、先ほどは繰り上げでしたが、今回は切り捨てて、「43 円」を要求させていただきます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>使用者側委員は、いかがでしょうか。</p> <p>[ ] 委員、お願いいたします。</p>
使用者委員	<p>はい。使用者側の [ ] でございます。</p> <p>なかなか近づかないなという感じがありますが、少し頑張って。先ほどは 30 円ということでご提示しましたけれども、合意のために、引上げ率 4.0% ということでご提案をしたいと思います。965 円 × 4.0% で 38.6 円。これを、切り捨てまして「38 円」でお願いしたいと思います。</p>
部会長	ありがとうございました。

	<p>ただいま、労働者側委員と使用者側委員から、消費者物価指数を根拠としたご意見と提示額をそれぞれ出していただきました。</p> <p>労使のご意見にかなり歩み寄りが認められるところですが、先ほども申し上げましたように、特定最低賃金につきましては、労使委員の先生方がイニシアティブを十分に發揮することによって、円滑に審議がなされるものと理解しております。</p> <p>このため、合意を目指して更に歩み寄っていただきご意見をお願いしたいと思います。</p> <p>労働者側委員の先生、いかがでしょうか。</p> <p>■委員、お願ひいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労側■です。</p> <p>先ほどよりは、若干歩み寄っていただいたのかなというふうに感じております。ですが、まだまだ私どもの要求との乖離があると思いますので、一旦、ここで労使協議をさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
部会長	<p>はい。ただいま労働者側委員から、労使協議を行いたいという申出がありました。これについて使用者側委員の先生、ご意見はいかがでしょうか。</p> <p>■委員、お願ひいたします。</p>
使用者委員	<p>はい。使用者側の■でございます。</p> <p>労使のイニシアティブで合意をしたいという気持ちは、使側もありますので、少し直接お話をさせていただきたいと、こちらも思います。よろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>はい。使用者側委員から労使協議の実施に同意するというご意見がございました。</p> <p>それでは、労使協議のため、一時休会とさせていただきたいと思います。</p> <p>労使委員の先生方が戻り次第、再開いたします。</p>
	<p>【協議のため、休会】</p>
部会長	<p>ご協議お疲れさまでした。審議を再開いたします。</p> <p>労使協議を踏まえまして、ご意見をお伺いしたいと思いますが、どなたからか、ご発言をお願いできますでしょうか。</p> <p>労側■委員、お願ひいたします。</p>

労働者委員	<p>はい。労側█です。</p> <p>まずは、協議のお時間をいただきましたことに、感謝申し上げます。ありがとうございます。</p> <p>結論から申し上げますと、労使双方の主張をしつつ、最終的には「41円」の金額で合意を得ることが出来ました。ありがとうございます。経過につきまして、私の方から説明の方、させていただきます。</p> <p>まず、労側としては、消費者物価指数を考慮した考え方は変わらず、965円×4.5%の43.43を切り捨てて43円。1円の歩み寄りをして、「42円」でした。</p> <p>使用者側の回答として、使用者側も一歩歩み寄っていただき、「39円」の提示でした。</p> <p>使側の歩み寄りがあったものの、まだ提示額には差があることから、踏み込んだ論議をしたいという旨を伝え、再度、「42円」を要求させていただきました。</p> <p>それに対し使側は、更に歩み寄って、「40円」の提示をいただきました。</p> <p>それを受け労側として、地賃の引上げ額以上の結審目標としているという考えを踏まえつつ、一歩歩み寄って「41円」を提示しました。</p> <p>それに対して使側からは、最賃と同額の40円までの歩み寄りは、過去最高の昨年度の額と比較しても、大きな引上げ額となることから、再度「40円」の提示でした。</p> <p>しかし、労側としては、今回地賃以上の引上げ額と、他県では目安額を上回る額での結審がされている地域もあり、本県においても地賃を上回る引上げ額にすることで、産業を魅力あるものとする考えから、地賃を1円上回る「41円」を再度提示しました。</p> <p>それに対し使側から、これまでの労使の関係を鑑み、歩み寄りに加えて労側のこだわる地賃より1円上回る「41円」で合意をいただきました。</p> <p>合意をいただいた使側の皆様には、感謝を申し上げます。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>私からの説明は、以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>ただ今█委員からご発言があり、労使協議の結果、本製造業の最低賃金を41円引き上げること。時間額を1,006円とすることで合意されたとのご報告をいただきました。</p>

	<p>念のため、使用者側委員の先生にもお尋ねしますが、よろしいでしょうか。</p> <p>■ 委員、お願ひいたします。</p>
使用者委員	<p>はい。使用者側の ■ でございます。</p> <p>先ほど、■ 委員からのお話のとおりでございまして、なかなか厳しい数字ではございますけれども、引き続き労使関係の両行な関係を維持・向上させるということで、合意をさせていただいたというところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>他の労使委員の先生方、よろしいでしょうか。</p>
	<p>【特になし】</p>
部会長	<p>はい。それでは、労働者委員と使用者側委員におかれましては、本製造業の最低賃金額を 41 円引上げて、時間額で 1,006 円に改正するということで合意されたことを確認いたしました。</p> <p>公益の先生方は、このことについてご意見ございますでしょうか。</p>
	<p>【異議なし】</p>
部会長	<p>ご同意いただきありがとうございます。</p> <p>それでは、まとめさせていただきます。</p> <p>本専門部会では、本製造業の最低賃金額を、現行の 965 円から、41 円引上げて、時間額 1,006 円とすることを、全会一致で決定させていただきます。</p> <p>この後の手続につきましては、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。ただいま、全会一致で議決をいただきましたので、「専門部会の決議をもって審議会の決議とする」という、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の規定に基づいて、手続を行わせていただきます。</p> <p>つきましては、本専門部会の報告書の（案）と答申文の（案）を用意いたしますので、少々お時間をいただきますようお願いいたします。</p>

部会長	はい。それでは、事務局の準備が終わるまで、一時休会といたします。
【報告書（案）、答申文（案）を全員に配布】	
部会長	では、会議を再開いたします。 事務局から、まずは報告書につきまして、説明をお願いします。
事務局	はい。それでは、ただ今皆様にお配りしました報告書の（案）の方から、読み上げさせていただきます。
【報告書（案）朗読】	
部会長	はい。ありがとうございます。 ただいま委員の先生方に、報告書の（案）を確認していただきました。この内容でよろしいでしょうか。
【異議なし】	
部会長	はい。専門部会の報告書について、ご了承いただいたことを確認いたしましたので、これをもって群馬地方最低賃金審議会長あて、報告することとします。 続いて、答申文について、説明をお願いいたします。
事務局	はい。繰り返しになりますけれども、全会一致でございますので、答申文は審議会長名で作成しております。 では、答申文の（案）を読み上げさせていただきます。 なお、別紙は報告書と同じでございますので、時間額のみ読み上げさせていただき、その他の項目は省略させていただきます。
【答申文（案）朗読】	
部会長	委員の先生方に答申文の（案）を確認していただきましたが、この内容でよろしいでしょうか。
【異議なし】	
部会長	はい。ありがとうございます。 ご了承いただいたことを確認いたしましたので、これをもって答

	申いたします。
【部会長より基準部長へ答申文を手交】	
部会長	<p>はい。答申が無事終わりました。</p> <p>各委員の先生方のご協力により、全会一致で取りまとめることができました。</p> <p>大変ありがとうございました。</p> <p>今後の予定につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。ご答申をいただきまして、ありがとうございました。</p> <p>説明の前に、津田労働基準部長からご挨拶を申し上げさせていただきたいと思います。</p>
基準部長	<p>労働基準部長の津田でございます。</p> <p>ただいま、■部会長から令和5年度の輸送用機械器具製造業特定最低賃金の改定につきまして、ご答申をいただきました。</p> <p>本年度の特定最低賃金の改正につきましては、去る8月9日に質問をさせていただき、その後、委員の皆様には真摯なご議論を賜りましたことに、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>また、当専門部会の決議が、委員の皆様の合意に基づき、全会一致により行われたことにつきまして、心から敬意を表する次第でございます。</p> <p>群馬労働局といたしましては、この答申を踏まえ、新たな特定最低賃金の発効に向け、所要の手続きを進めてまいります。また、併せて、多くの関係者の皆様に最低賃金制度の一層の周知を図り、その履行確保に努めてまいる所存でございます。</p> <p>最後に、委員の皆様のご尽力に重ねて感謝を申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。</p> <p>誠にありがとうございました。</p>
事務局	<p>それでは、今後の予定につきまして、2点ご説明いたします。</p> <p>1点目でございます。</p> <p>特定最低賃金の効力発生日についてですが、4業種同一日としているところでございます。</p> <p>従いまして、本日、本専門部会から答申をいただいたことにより、4業種すべての答申が出揃いましたので、異議申出の公示をさせていただきます。</p> <p>公示の期間内に異議申出があった場合は、公示期間終了後に審議</p>

会を開催して、異議の審議を行っていただくことになります。

異議申出がなく、官報公示の手続をとることが出来た場合、効力発生日は最短で 12 月 29 日となる予定でございます。ただし、官報に掲載できる件数の制限がかった場合など、諸事情により官報掲載日がズレて、効力発生日が遅れる場合もございますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

2 点目でございます。

官報に関連しまして、公示にあたり、公示文が法令用語に準拠する必要があるため、答申内容に影響を及ぼさない軽微な訂正が行われることがございます。

その際は、最低賃金審議会長にご相談申し上げ、ご承認をいただくこといたしますので、併せてご了承いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

部会長

はい。ありがとうございます。

今後の予定につきまして、説明がございました。

1 点目は、改正額の効力発生日は 4 業種同一日とすること。また、今後、異議の申出の公示や官報公示の手続きを行うということですが、改正額の発効は、順調にいって 12 月 29 日となるということ。ただし、諸事情によりずれ込む場合もあるとのことです。

2 点目は、官報公示に際し、答申文の軽微な訂正の取扱いについてです。

以上 2 点につきまして、事務局のご説明のとおりでよろしいでしょうか。

#### 【異議なし】

部会長

はい。ありがとうございました。

では、そのようにさせていただきます。

最後に、その他につきまして、事務局から何かございましたらお願いいたします。

事務局

特にございません。

部会長

委員の先生方から、何かございますでしょうか。

#### 【特になし】

部会長	<p>よろしいですか。</p> <p>はい。ご意見等ないようです。</p> <p>それでは、最後に確認をいたします。</p> <p>本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったと思われますが、非公開事項はなしということでおよろしいでしょうか。</p>
部会長	<p>【異議なし】</p> <p>はい。非公開事項はなしと確認いたしました。ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。</p> <p>これで、第2回特定最低賃金専門部会を閉会といたします。</p> <p>ご審議誠にお疲れ様でございました。</p>